

(報告)

神戸市都市計画マスタープランの改定について

1. 都市計画マスタープランの振り返り（総括）
2. 新たな計画の策定の方向性
3. 関連する計画の統合
4. 今後のスケジュール

1. 都市計画マスタープランの振り返り（総括）

振り返りの考え方



めざす都市空間の実現に向け、求められる視点からどのような取組みを行ってきたか振り返る。

現行都市マスで示す都市空間の「現状と課題」

第1節 神戸の都市空間の現状と課題

神戸の都市空間には、社会経済情勢の変化により生じたこれまでにない土地利用、改善が必要な密集市街地、農業従事者の高齢化等により良好な農村環境の維持が困難な地域など、次のような課題があります。

① 三宮を中心とする都心部の商業地において、社会経済情勢の変化に伴う土地利用転換により、超高層マンションの立地が進むなど、これまでになかった土地利用が生じています。また、都心部の魅力を高めるため、歩行者の回遊性を向上する必要があります。

<商業地における超高層マンションの事例>



② 臨海部において、工場移転などにより生じた跡地が、本来の工業地と異なる土地利用に転換する事例が見られます。周辺の工業地などとの調和に配慮した土地利用を誘導していく必要があります。

<未開通区間の事例 大阪湾岸道路（西神戸）>



③ 陸・海・空の交通基盤は、概ね整備されつつありますが、広域的な人や物の流れを支える幹線道路のネットワークでは、未だ開通していない区間（ミッシングリンク）があり、整備をはかっていく必要があります。

また、これからは、鉄道やバス、自動車などの交通手段の適切な役割分担を行い、より効率的な交通体系を構築していく必要があります。

④ 既成市街地では、多くの住宅や道路・下水道などの生活基盤が、老朽化により更新時期を迎えています。また、山麓部などの斜面地に立地している住宅地などでは、道幅が狭く階段が設置されているため車が通行できないなど、生活基盤上の課題がある市街地があります。

<狭い道路に面して建ち並ぶ住宅の事例>



古い木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える密集市街地は、着実に改善していく必要があります。

主な現状と課題

① 都心部での
社会情勢の変化に伴う土地利用転換への対応
歩行者の回遊性向上

② 臨海部での工場移転跡地の土地利用

③ 広域幹線道路のネットワークの整備
より効率的な交通体系の構築

④ 密集市街地の改善

現行都市マスで示す都市空間の「現状と課題」

主な現状と課題

⑤ 計画的に整備されたニュータウンでは、まちが成熟期を迎える中、若い世代の新たな転入が少ないことや、高齢化の進行、空き家の増加、店舗などの生活利便施設の撤退などによる活力の低下が懸念され、まちの活性化に向けた取り組みが求められます。

<ニュータウンの生活利便施設の事例>



⑥ 低層住宅地における高層マンションの立地や、良好なまちなみに不調和な屋外広告物などにより、まちなみや眺望景観が損なわれている事例があり、地域のルールづくりなどによる景観の向上が求められます。

⑦ 屋敷林など市街地内のまとまった民有緑地が、宅地の細分化や集合住宅地化によって減少している事例があり、都市全体として緑を保全していくことが求められます。

<耕作放棄地の事例>



⑧ 農村地域において、農業従事者の高齢化や後継者不足などが原因で、適切に管理されていない里山や耕作放棄地が増えるなど、良好な農村環境の維持が困難となっている事例があります。また、農業の新たな担い手を確保するなど、農村集落の活性化が求められます。

<間伐などにより適切に管理された森林の事例>



⑨ 六甲山は、100年以上前から植林が始められ、市民に親しまれる森林となりましたが、手入れが行き届かない部分が見られます。六甲山の緑を、貴重な資源として将来に継承していくため、適切に管理していくことが求められます。

⑩ 地域のまちづくりの担い手が高齢化するとともに固定化しており、若い世代のまちづくりへの参画を促し、新たな担い手となる人材を育成する必要があります。

<地域のまちづくり活動の事例>



第2章

第1節 神戸の都市空間の現状と課題

⑤ ニュータウンの活性化

⑥ 景観の向上

⑦ 都市内緑地の保全

⑧ 良好な農村環境の維持
農村集落の活性化

⑨ 六甲山の緑の継承と適切な管理

⑩ 新たなまちづくり人材の育成

「現状と課題」への取組み状況①

- ① 三宮を中心とする都心部の商業地において、社会経済情勢の変化に伴う土地利用転換により、超高層マンションの立地が進むなど、これまでになかった土地利用が生じています。
また、都心部の魅力を高めるため、歩行者の回遊性を向上する必要があります。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

- 特別用途地区（都心機能誘導地区）（2018.3.5）の指定
- 地域別構想“三宮～ウォーターフロント都心地区編”（2018.6.29）の策定
- 歩行者の回遊性の向上策の実施

- ・都心部において、社会経済情勢の変化に伴う土地利用転換に対応するため、一部エリアの住宅等の制限により商業・業務機能を集積。
- ・居心地が良く歩きたくなる歩行者空間や広場の整備による、歩行者の回遊性向上。
- ・神戸空港の国際化・機能強化の方向性が明らかになったことにより、都心部の重要性が高まる。

今後の方向性

- ・土地利用の状況を注視しつつ、適切に制度を運用
- ・歩行者の回遊性向上の取組みを推進
- ・都心部における国際競争力の強化を更に推進

「現状と課題」への取組み状況②

- ② 臨海部において、工場移転などにより生じた跡地が、本来の工業地と異なる土地利用に転換する事例が見られます。周辺の工業地などとの調和に配慮した土地利用を誘導していく必要があります。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

○第7回用途地域の見直し（2018年）

工業系⇒住居系用途地域 1地区1.5ha

- ・工業系用途地域の中で、土地利用転換により住宅地化が進んだ地区について、用途混在による居住環境の悪化を防ぐため、より制限の厳しい住居系用途地域に変更。

今後の方向性

- ・状況に応じて、必要な都市計画の変更を実施
（新たな計画では、特筆する課題として扱わない）

「現状と課題」への取組み状況③

- ③ 陸・海・空の交通基盤は、概ね整備されつつありますが、広域的な人や物の流れを支える幹線道路のネットワークでは、未だ開通していない区間（ミッシングリンク）があり、整備をはかっていく必要があります。
- また、これからは、鉄道やバス、自動車などの交通手段の適切な役割分担を行い、より効率的な交通体系を構築していく必要があります。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

- 新名神高速道路（2018年供用開始）
- 大阪湾岸道路西伸部（2016年事業化）
- 都市計画道路整備方針（2011年策定） 未整備路線110km⇒52km
- 総合交通計画（2013年策定）
- 北神急行市営化（2020年）

- ・未開通区間の順次整備による道路ネットワークの機能を強化。
- ・神戸市の都市交通にかかわる計画である総合交通計画の策定や、新たな地域コミュニティ交通の導入等を実施。
- ・今後予測される、人口減少のさらなる進行に伴う公共交通への影響が懸念。

今後の方向性

- ・広域幹線道路ネットワークの形成に向けたミッシングリンクの解消
- ・人口減少に対する持続可能な公共交通の実現に向け、取組みを推進

「現状と課題」への取り組み状況④

- ④ 既成市街地では、多くの住宅や道路・下水道などの生活基盤が、老朽化により更新時期を迎えています。また、山麓部などの斜面地に立地している住宅地などでは、道幅が狭く階段が設置されているため車が通行できないなど、生活基盤上の課題がある市街地があります。
- 古い木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える密集市街地は、着実に改善していく必要があります。

課題に対して講じた取り組み

【主な実施事項】

◆密集市街地再生方針（2011年策定）

対策必要面積225ha(2012年)⇒186ha(2023年)

- ・老朽木造住宅の除却などによる不燃化の促進やまちなか防災空地事業などによる「燃え広がりにくいまち」の推進。

今後の方向性

- ・密集市街地の再生に向けた取り組みの実施

「現状と課題」への取組み状況⑤

- ⑤ 計画的に整備されたニュータウンでは、まちが成熟期を迎える中、若い世代の新たな転入が少ないことや、高齢化の進行、空き家の増加、店舗などの生活利便施設の撤退などによる活力の低下が懸念され、まちの活性化に向けた取組みが求められます。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

- ◆第8回用途地域の見直し（2023年）
多様な建替えの促進、住宅地に調和した生活利便施設の誘導
 - ◆特別用途地区（すまい・まちなみ形成地区）（2023.6.1）の指定
 - ◆都市空間向上計画（2019年度策定）
 - ◆駅周辺のリノベーション（2019年度～）
-
- ・多様な建て替えの促進や、駅周辺のリノベーションなど、ニュータウンの活性化に向けた取組みを着実に実施。
 - ・今後予測される人口減少の更なる進行により、ニュータウン等郊外住宅地の活性化への影響が懸念。

今後の方向性

- ・人口減少に対する郊外住宅地におけるまちの活力維持・強化に向け、取組みを推進

「現状と課題」への取組み状況⑥

- ⑥ 低層住宅地における高層マンションの立地や、良好なまちなみに不調和な屋外広告物などにより、まちなみや眺望景観が損なわれている事例があり、地域のルールづくりなどによる景観の向上が求められます。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

◆第6回用途地域の見直し（2013年）

高度地区の絶対高さ制限の導入

◆地域団体と連携した屋外広告物の誘導

- ・地域特性に応じた住環境への配慮を図るため、高度地区の種類追加や絶対高さの制限を設定。
- ・景観形成市民団体等の自主ルールの運用による屋外広告物の形態やデザインの誘導。

今後の方向性

- ・引き続き、適切に制度を運用し、景観の保全、向上の取組みを実施（新たな計画では、特筆する課題として扱わない）

「現状と課題」への取組み状況⑦

- ⑦ 屋敷林など市街地内のまとまった私有緑地が、宅地の細分化や集合住宅地化によって減少している事例があり、都市全体として緑を保全していくことが求められます。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

- ◆市民の木、市民の森制度（R5年度には制度の拡充）

指定箇所数 市民の木 42カ所（52本）

市民の森 40カ所（2,174,252㎡）※R6年4月時点

- ・歴史的な樹木や私有地の緑地・社寺林等を認定することで、都市環境の良好な形成を図る取組みを推進。
- ・上記に加え、近年まちづくり分野において、GXや気候変動対策をはじめ、都市内緑地の持つ様々な機能の重要性が高まる。

今後の方向性

- ・社会情勢の変化を踏まえ、都市全体の緑の保全の取組みを実施
- ・都市内緑地の質と量の確保に向けた戦略的な取組みの推進

「現状と課題」への取組み状況⑧

- ⑧ 農村地域において、農業従事者の高齢化や後継者不足などが原因で、適切に管理されていない里山や耕作放棄地が増えるなど、良好な農村環境の維持が困難となっている事例があります。また、農業の新たな担い手を確保するなど、農村集落の活性化が求められます。

課題に対して講じた取組み

【主な実施事項】

- ◆市街化調整区域での開発許可制度の運用緩和（2015年～）
- ◆移住・定住施策「神戸・里山暮らし」
2016～2020年 移住・起業：77件
2021～2023年 移住数：47 起業数：110
- ◆小規模農地での就農支援「神戸ネクストファーマー」
62名（2021～2023年度 利用権設定済）

- ・時代の要請に適合した基準とするため、自己用住宅の建築要件の緩和や拠点施設の建築を可能とする制度改正の実施。
- ・農業の担い手確保等の課題解決や農村集落の活性化の取組みを着実に推進。

今後の方向性

- ・良好な農村環境の維持や、農村集落の活性化の取組みの実施

「現状と課題」への取り組み状況⑨

- ⑨ 六甲山は、100年以上前から植林が始められ、市民に親しまれる森林となりましたが、手入れが行き届かない部分が見られます。六甲山の緑を、貴重な資源として将来に継承していくため、適切に管理していくことが求められます。

課題に対して講じた取り組み

【主な実施事項】

- ◆グリーンベルト整備事業に合わせた「特別緑地保全地区」、「防砂の施設」の指定
 - ◆市街化調整区域での開発許可制度の運用緩和（2018～）
 - ◆森林整備実施計画（2019年策定）に基づく施策推進
 - ・森林空間総合整備事業（林野庁補助）
 - ・里山再生事業
 - ・広葉樹林のモデル整備
 - ・こうべ都市山再生事業（森林環境譲与税）
 - ・都市山防災林整備事業（県民緑税）
 - ・こうべ森と木のプラットフォーム（森林環境譲与税）
-
- ・六甲山系グリーンベルト整備事業に合わせた「特別緑地保全地区」や「防砂の施設」の指定。
 - ・平成30年からは六甲山・摩耶山における土地利用規制の緩和を実施。
 - ・手入れ不足の私有林の整備や木材活用等の取り組みを着実に推進。

今後の方向性

- ・六甲山の緑の継承と適切な管理について、継続的に取り組みを実施
- ・六甲山森林整備戦略の改定（2025年予定）

「現状と課題」への取り組み状況⑩

- ⑩ 地域のまちづくりの担い手が高齢化するとともに固定化しており、若い世代のまちづくりへの参画を促し、新たな担い手となる人材を育成する必要があります。

課題に対して講じた取り組み

【主な実施事項】

- ◆まちづくり助成事業（47団体）※2023年度実績
- ◆まちづくり専門家派遣事業（56件）※2023年度実績

- ・住民主体によるまちづくり活動を活発化させるため、地域の人材育成の取組みを着実に推進。
- ・公共空間活用やエリアマネジメントの自立性・持続可能性等を確保するうえで、民間事業者等、多様な主体が連携したまちづくりの必要性が高まる。

今後の方向性

- ・住民主体のまちづくり活動に対する支援等、継続的に取組みを実施
- ・多様な主体が連携・連動したまちづくりを推進

都市計画マスタープランの振り返り（総括）

講じた取組み

- ・工場移転跡地の土地利用転換に伴う用途地域変更
- ・景観の保全、向上

- ・社会情勢の変化に応じた土地利用
- ・回遊性向上
- ・ミッシングリンクの解消
- ・密集市街地の再生
- ・農村集落の活性化
- ・六甲山の緑の適切な管理

- ・都心部での国際競争力の強化
- ・持続可能な公共交通の維持
- ・ニュータウンの活性化
- ・都市の緑地の質と量の確保
- ・まちづくり人材の育成

安定的に運用

継続的に取組みを実施

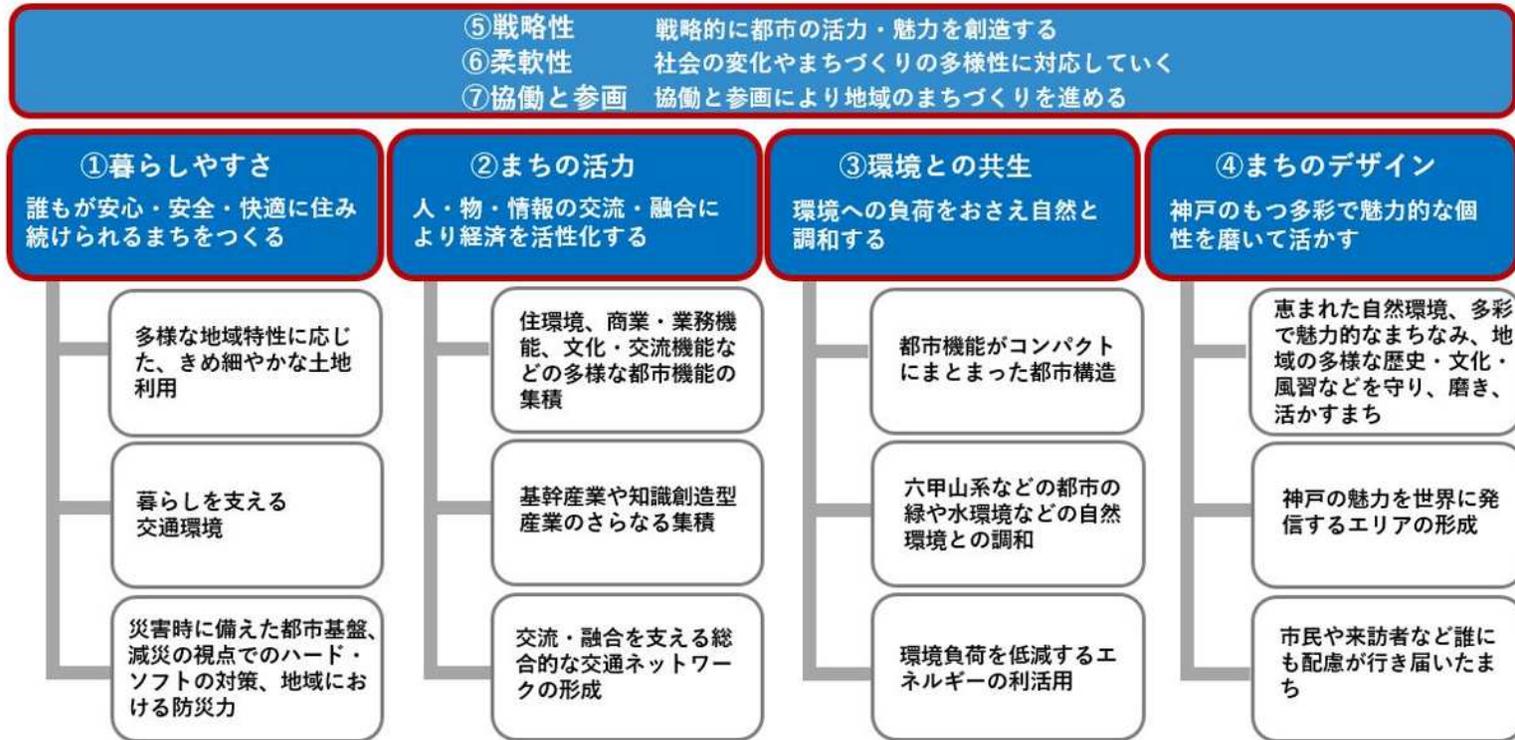
- ・「都市空間の質」の更なる向上

変化・顕在化した課題に対しより強力に取組みを推進

- ・現代的な価値観等も考慮
 - （課題の性質が変化・顕在化したもの）
 - ・空港国際化
 - ・人口減少、少子高齢化の更なる進行
 - ・地球温暖化の更なる進行
 - ・まちづくりへの多様な主体の参画

2. 新たな計画の策定の方向性

本日ご議論いただきたい事項



改定にあたり

アップデートすべき視点・新たに必要要素

前回の都市計画審議会でもいただいたご意見（1）

視点① 暮らしやすさ

- ・ 持続可能な公共交通のあり方
- ・ 都心部以外での新たなモビリティの展開
- ・ 産業団地の企業誘致の際の大型車両の動線の考慮
- ・ 災害への備えとしてのインフラ整備
- ・ 都市部以外でも防犯カメラの普及促進
- ・ 命を守る医療体制の確保

視点② まちの活力

- ・ 都心部での住機能のあり方
- ・ 自転車ツーリズムを呼び込めるような自転車道の整備
- ・ 将来的な需要を踏まえた産業用地の創出・道路機能の維持強化

視点③ 環境との共生

- ・ 地球温暖化を抑制するための民間企業も含めたCO2の削減
- ・ 暑熱対策の必要性
- ・ 灘、東灘でのイノシシ対策の強化
- ・ 水車を活用した小電力発電

視点④ まちのデザイン

- ・ 公共施設・公共空間のユニバーサルデザイン
- ・ こどもにも優しい通学路整備

前回の都市計画審議会でもいただいたご意見（2）

視点⑤ 戦略性

- ・坂を活かしたまちづくり
- ・既存エリアの魅力の再発信や交通環境の整備
- ・多面性を持ったまちの魅力の向上

視点⑥ 柔軟性

- ・時代の変化に応じるため、目標年次を短く設定してはどうか
- ・人口減少禍における外国人も含めた労働力の確保
- ・AIやソーシャルロボットの活用等
- ・新技術を活用した都市の管理コストの縮減

視点⑦ 協働と参画

- ・わがまち空間のような地域独自のローカルの視点の継承
- ・地域福祉センターの活用

計画策定のスタンス

- ・制度等の枠組みにとらわれず、理想像を示す
- ・東京、大阪等への人口流出への対応
- ・目標年次での人口や交通量等、できるだけ正確な情報を基に検討すべき
- ・全国共通の問題を神戸市に置き換えて考えることが必要
- ・簡素化の中で目指すべき方針と柱建てをしっかりとすることが必要

◆実施概要

趣旨

社会経済情勢の変化、ライフスタイル・価値観の多様化等をふまえた都市マスとするため、都市計画分野の学識経験者に加え、環境、IT、物流等、多様な分野の有識者を対象に広く意見聴取

ヒアリング事項

- ・ 専門分野から見た神戸の強み・弱み
- ・ 専門分野における現在のトレンドや将来予測
- ・ 今後の神戸の都市づくり・まちづくりに期待すること

ヒアリング先

学識経験者（11名）、民間事業者等（7名）

有識者ヒアリングの実施（結果）

神戸の特性

- 人口等、現状を見ると悪く見えるが、今の断面だけで見るのではない。現在行っている三宮再整備など、公共投資しただけ、成果（リターン）があるのではないか。
- 都心の拠点性が高まれば、地下鉄の沿線や西区・北区での世代の流動につながるのではないか。
- 身近に自然を感じられる住宅都市としての側面は魅力。
- 神戸は空き地の活用に力を入れているなど、人口減少を受け止める取り組みを行っているのが強み。
- 神戸のニュータウンは、産業団地と隣接する独特の構造になっており、ポテンシャルがある。また、高齢化が進んでいるが、良いストックの住宅やまちが残っている。
- 週末に淡路に気軽に行ける等、周辺都市も含めた近距離での移動等の関係が見えると良い。

有識者ヒアリングの実施（結果）

神戸の特性

- 神戸は元気な人が多く、寛容でオープンな印象。プレイヤーが多く、まちづくりを面白がる機運がある。
- 神戸の「デザイン都市」「クリエイティブ」は強みであり、全国のモデルとなるようなものをたくさんつくってきた。
- 歴史的に住民参加型のまちづくりでは、全国をリードしている。

有識者ヒアリングの実施（結果）

まちづくりの方向性

- 神戸だけで完結するのではなく、魅力ある都市が豊かな都市圏を形成し、その中で神戸が存在感を示すことを目指してはどうか。
- 山と海があり、風が通ることによって“夏でも外を歩けるまち”、涼しい都市、涼しいスポットというのがこれからウケるのではないか。
- 人口減少社会では、人に焦点をあて、地域が豊かになることを目指してはどうか。
- 神戸の計画には「安全」は絶対に外せない。震災の経験をふまえてBCPを重視する考えは民間事業者からの理解が得やすいだろう。
- 「多様性」や「包摂性」がこれからの都市マスではキーワードとなる。また、まちづくりに関わるそれぞれの主体の役割分担を明示することが大事。
- これからは、持続可能、保全だけでなく、再生するという観点が大事。リジェネラティブ（再生）・マルチスペースズ（※1）が今後のトレンドワードになる。
- 一般に「20分ネイバーフッド」や「15分都市圏」と呼ばれているようなものを、神戸でも都市像として表現できると良い。呼称をつけることも考えられる。

有識者ヒアリングの実施（結果）

まちづくりの方向性

- 都市計画マスタープランの作成自体が目的ではなく、めざすまちの姿を実現するために制度を使い倒すといった考え方が必要。表現方法としては、暮らしのイメージを共有できるようなものが考えられる。
- つくったものをどう発信するかが重要であり、リアルでどれだけ市民の心を掴めるかが勝負。
- 長期的視点で見ると10年は一区切りだが、30年を見据え、ある程度幅を持ちながら考えるべき。現代は予測不能だからアジャイルな計画であるべき。

※1：動植物はもちろんのこと、マイクロバイーム（微生物叢、ヒトの体に共生する微生物の総体）に至るまで、複数の生物種間のつながりやその共生を考えるもの
愛媛大学ホームページ「最先端研究紹介 infinity」より<https://www.ehime-u.ac.jp/data_study/infinity2022_cri/>

新たな計画で取り組むべき課題

現計画から引き継ぐ要素

引き続き 取り組む課題

- ・課題への継続的な取組の推進による「都市空間の質」の更なる向上
- 【課題（再掲）】
 - ▶社会情勢の変化に応じた土地利用
 - ▶回遊性向上
 - ▶ミッシングリンクの解消
 - ▶密集市街地の改善
 - ▶農村集落の活性化
 - ▶六甲山の緑の適切な管理

変化・顕在化 した課題

- ・人口減少、少子高齢化の更なる進行
 - ▶ニュータウンでの取り組み強化
 - ▶持続可能な公共交通の維持 等
- ・空港国際化への対応
 - ▶都心部での国際競争力の強化 等
- ・地球温暖化の更なる進行
 - ▶都市の緑地の質と量の確保
 - ▶災害の激甚化への対応 等
- ・多様な主体によるまちづくりの推進
 - ▶まちづくりへの民間事業者等の参画

都計審・ヒアリング で示唆された課題

- ・神戸版の日常生活圏（ネイバーフッド）のあり方
- ・新技術の急速な台頭とまちづくりへの反映
- ・市域を超えた広域の都市圏での連携強化やその中での神戸の存在感の発揮
- ・まちづくりの考え方のアップデート
- ・時代に応じたデザイン都市の推進

新たに必要要素

新たな計画の表現・構成の方向性

①市民等が興味を抱く計画に

都市計画制度の運用やまちづくりに関する市民等の活動により、どのような「まち」を目指すかを分かりやすく示す



「めざすまちの姿」をより共感しやすい表現に

②時代の要請に機動的で柔軟に

多様化・複雑化する課題や社会情勢の変化、技術革新、激甚化する災害にしなやかに対応する



「ビジョン編」と「アクション編」で構成し、
「アクション編」は随時更新

③これまでの取り組みを将来に

継続すべき取り組みを継承するとともに、築き上げてきたストックを活かしながら、まちの個性を磨き、エリア価値を高める



現行都市マスの「都市計画の方針」を継承・発展

「めざすまちの姿」の表現方法

◆めざすまちの姿の記載イメージ

2 都市づくりのポリシー	
1 みんなを惹きつける場所(目的地)をたくさんつくる	身近な公園や道路など、まちのあらゆるオープンスペースを使いやすくする
2 目的地まで気軽に好きな方法で行ける“移動しやすさ”を用意する	まちの中のもったいないところをうまく使う
3 働く・遊ぶ・食べる・買うなどさまざまなお気に入りの場所が見つけられる環境をつくる	みんなの“やりたい”を掘り起こし、みんなで育て、実になるしくみをつくる
4 にぎわい・ゆとり・みどりを活かして 住まいのバリエーションを増やす	今ある“緑”を、とにかく元気になれる“みどり”に仕立てなおす
5 それぞれのライフスタイル・ステージに合った住まいが気軽に選べるしくみをつくる	どんなときもみんなが安全で安心できる環境をつくる
6	7
8	9
10	11

【町田市：R4.3策定】

「めざすまちの姿」の表現方法

◆めざすまちの姿の記載イメージ

第3章 まちづくりの基本理念と目標

3-3 まちづくりの目標

【私たちが大切にしたい思い（4つの基本姿勢）】と【まちづくりの基本理念】に基づき、本市がめざすべきまちづくりの目標を、以下のように定めます。

基本姿勢

1 まず、「子どもの幸せ」から始めます。

まちづくりの目標

(1-1) 子どものスペースを守り、充実させる	(1-2) 子どもの可能性を応援する	(1-3) 子ども・子育て世帯の生活を応援する
----------------------------	-----------------------	----------------------------

基本姿勢

2 人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。

まちづくりの目標

(2-1) 高齢者や障がいをもった人や日常の移動に困難を抱える市民の活動を支援する	(2-2) 新たなライフスタイル・ワークスタイルに対応する
(2-3) 人々が集まるスペースを増やす	(2-4) 誰もが居心地の良いまちをめざす

基本姿勢

3 未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくりまします。

まちづくりの目標

(3-1) 働く場のあるまちをめざす	(3-2) 公共交通を活かした生活をめざす
(3-3) 空き家・空き地等を賢く活かす	(3-4) 環境にやさしい生活をめざす

基本姿勢

4 日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。

まちづくりの目標

(4-1) 安全・安心な暮らしをみんなであげ、つくる	(4-2) 川西のことが好きな人を増やす
(4-3) 日常生活の安らげる場所を増やす	(4-4) 地域の豊かな暮らしを促す
(4-5) 多様な関わり方による交流を促す	

5

【川西市：R6.3策定】

◆新たな計画の構成（案）

ビジョン編

▷ 軸となる考え方を記載

記載内容（案）

- 計画の目的、目標年次
- 2035年の都市像
 - ・めざすまちの姿、都市構造
- 都市計画の方針
 - ・土地利用 ・都市交通 ・市街地、住環境整備
 - ・環境共生 ・安全、安心 ・都市デザイン
- 都市空間向上計画
 - ・誘導区域の考え方、区域、誘導施設
 - ・防災指針
- まちづくりの進め方

アクション編

▷ 現状・課題、基礎的なデータや具体的な取組み等を記載

記載内容（案）

- 位置づけ、役割、統合の考え方等
 - ・計画の位置づけ、役割
 - ・統合の考え方
 - ・現状と課題 等
- 実現に向けた取組み
 - ・主要事業の整備目標
 - ・めざす都市空間に向けた取り組み

▷ 状況の変化に応じて随時更新

▷ ビジョン編、アクション編に分けて作成

◆新たな計画の構成（案）

ビジョン編

アクション編

- ・現在の「都市計画の方針」を継承しつつ、時代に合わせたアップデートを行うことで、着実な取組みの推進と、都市空間の質の更なる向上を図る

- 2035年の都市像
 - ・めざすまちの姿、都市構造
- 都市計画の方針
 - ・土地利用 ・都市交通 ・市街地、住環境整備
 - ・環境共生 ・安全、安心 ・都市デザイン
- 都市空間向上計画
 - ・誘導区域の考え方、区域、誘導施設
 - ・防災指針
- まちづくりの進め方

- ・計画の位置づけ、役割
 - ・統合の考え方
 - ・現状と課題 等
 - 実現に向けた取組み
 - ・主要事業の整備目標
 - ・めざす都市空間に向けた取り組み
- ▷ 状況の変化に応じて随時更新

▷ ビジョン編、アクション編に分けて作成

3. 関連する計画の統合

各計画の関係

神戸市
総合基本計画

連携
相互補完

都市計画区域
マスタープラン

即する

都市計画
マスタープラン
部門別計画

連携
整合

総合交通計画
部門別計画

都市空間
向上計画

※都市マスの一部を
含む計画

スマート都市
づくり計画

※都市マスの「環境共生」の
方針を実現する計画

(参考) 各計画の位置付け

計画名	根拠法令等	法令等に定めのある主な記載事項	関連する補助事業
都市計画区域 マスタープラン	都市計画法 第6条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域区分の決定の有無及びその方針 ・ 都市計画の目標 ・ 土地利用、都市施設の整備等に関する 主要な都市計画の決定の方針 等 	—
都市計画 マスタープラン	都市計画法 第18条の2 都市計画運用指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の都市計画に関する基本的な方針 (まちづくりの理念や都市計画の目標、 目指すべき都市像、整備方針等) 等 	—
都市空間 向上計画	都市再生 特別措置法 第81条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区域 ・ 立地の適正化に関する基本的な方針 ・ 市町村が講ずべき施策 ・ 防災指針に関する事項 等 	都市構造 再編集中 支援事業
スマート都市 づくり計画	—	—	—
総合交通計画	都市・地域総合交通 戦略要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市が目指す将来像 ・ 対象区域 ・ 目標、施策 等 	都市・地域 交通戦略 推進事業

関連する計画の統合

神戸市 総合基本計画

連携
相互補完

都市計画区域
マスタープラン

即する

都市計画
マスタープラン

部門別計画

連携
整合

総合交通計画

部門別計画

都市空間
向上計画

※都市マスの一部を
含む計画

スマート都市
づくり計画

※都市マスの「環境共生」の
方針を実現する計画



関連する計画を集約・簡素化した、
都市づくりに関する新たな計画を作成する

各計画の統合の方向性

都市計画区域 マスタープラン

「めざすまちの姿」や「都市計画の方針」として統合

都市空間向上計画 (立地適正化計画)

現在の計画を踏襲して統合
法改正により追加された「防災指針」を追記

スマート都市 づくり計画

都市計画の方針「環境共生」の項目として統合

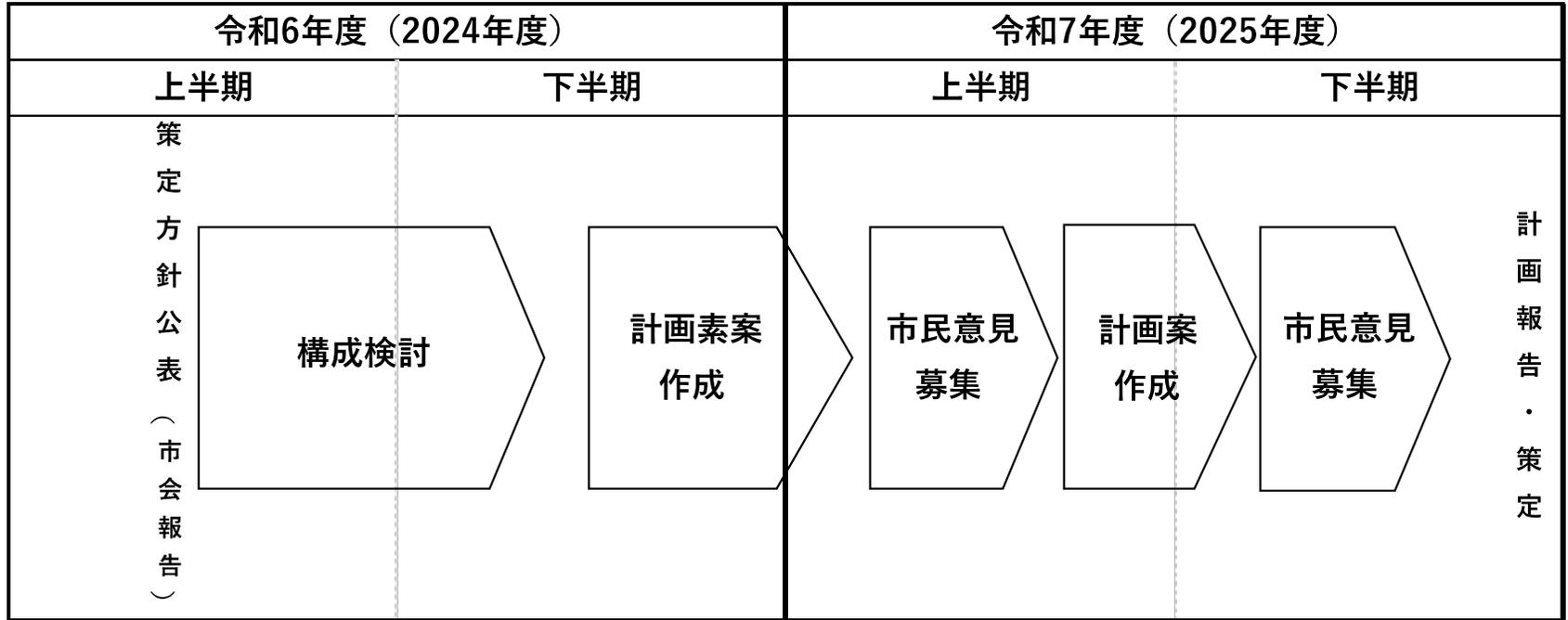
総合交通計画

都市計画の方針「都市交通」の項目として統合

4. 今後のスケジュール

今後の進め方

《計画検討スケジュール》



《都市計画審議会 報告スケジュール》

- ・ 令和7年3月頃 新たな計画 素案
- ・ 令和7年秋頃 新たな計画 案